

(ア) 収入として認定するもの

① 恩給、年金などの収入

恩給、年金その他これに類する定期的に支給される金銭については、その実際の受給額を対象収入として認定します。

② 財産収入

田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる果実である地代、小作料、家賃間代、使用料等の収入については、課税標準としては握された所得の金額を対象収入として認定します。

③ 利子・配当収入

公社債の利子・預貯金の利子・法人から受ける利益の配当等の収入については、確定申告がされる場合に限り、課税標準としては握された所得の金額を対象収入として認定します。

④ その他の収入

不動産、動産の処分による収入その他の収入については課税標準としては握された所得の金額を対象収入として認定します。

(注) 生活支援ハウス入居以前の臨時的な収入は対象収入として認定しません。

(イ) 収入として認定しないもの

① 臨時的な見舞金、仕送り等による収入

② 地方公共団体又はその長、社会事業団体その他から恵与された慈善的性質を有する金銭

③ 施設からいわゆる個人的経費として支給される金銭

④ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会通念上収入として認定することが適当でないと判断される金銭

(ウ) 必要経費

① 所得税、住民税等の租税

② 医療費

支払った総額（保険金等で補てんされる金額を除く）

③ 社会保険料又はこれに準ずるもの

④ その他の必要経費

I) 配偶者その他の親族が被措置者の仕送りにより生活している場合に必要とされる生活費

II) 災害により資産が損害を受けた場合においてこれを補てんするために必要とされる経費

III) 止むを得ない事情による借金の返済